

令和7年度上半期 適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日

区分	重点	指 導 事 項 (※印は「特別積合せ」のみの調査事項、☆印は運転事業者は除外する)	調査 件数	「否」 件数	「否」 割合 (%)	ワースト 順位
I.事業計画等	1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	161	2	1.2	
	2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	161	5	3.1	
	3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	161	2	1.2	
	4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	161	2	1.2	
	5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	161	2	1.2	
	6	届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	104	4	3.8	
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	161	0	0.0	
	8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	161	0	0.0	
II.帳票類の整備 報告等	1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	51	0	0.0	
	2	自動車事故報告書を提出しているか。	14	0	0.0	
	3	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	161	9	5.6	
	4	車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	161	5	3.1	
	5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	127	9	7.1	
III.運行管理等	1	運行管理規程が定められているか。	161	1	0.6	
	○ 2	運行管理者が選任され、届出されているか。	158	2	1.3	
	3	運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	158	14	8.9	
	4	事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	161	0	0.0	
	○ 5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割り が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	161	37	23.0	④
	6	☆ 過積載による運送を行っていないか。	158	0	0.0	
	○ 7	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	161	47	29.2	①
	8	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	161	11	6.8	
	9	☆ 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	152	9	5.9	
	10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	66	16	24.2	③
	○ 11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	161	17	10.6	
	○ 12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	103	26	25.2	②
	○ 13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	106	21	19.8	⑤
IV.車両管理等	1	整備管理規定が定められているか。	159	1	0.6	
	○ 2	※ 整備管理者が選任され、届出されているか。	159	4	2.5	
	3	整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	159	14	8.8	
	4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	161	27	16.8	
	○ 5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、 点検整備記録簿等が保存されているか。	161	22	13.7	
V.労基法等	1	就業規則が制定され、届出されているか。	117	1	0.9	
	2	36協定が締結され、届出されているか。	154	5	3.2	
	3	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	158	3	1.9	
	○ 4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	161	16	9.9	
VI.法定福利費	1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	156	0	0.0	
	2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	156	1	0.6	
VII.運輸安全マネジメント	1	運輸安全マネジメントの実施は適切か。	161	9	5.6	

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型運転事業者がある運転事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である。(道路運送車両法第50条)

※ ワースト1位となった「点呼の実施及びその記録、保存は適正か。」については、不適切な実施、中間点呼未実施が主に指摘されています。